

まほろば健康パークにおけるインクルーシブ機能

検討委員会傍聴要領

(目 的)

第1条 この要領は、まほろば健康パークにおけるインクルーシブ機能検討委員会規則第8条の規定に基づき、まほろば健康パークにおけるインクルーシブ機能検討委員会の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴方法の周知)

第2条 委員会の傍聴を、現地、又は、オンラインで行うのかについて、奈良県のホームページへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により、事前に周知を行うものとする。

(【現地】傍聴の手続等)

第3条 現地傍聴の受付は、委員会開催日の開催時刻30分前から10分前に行うものとする。

- 2 現地傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了するものとする。
- 3 現地傍聴者の定員は、会議を開催する都度定めるものとする。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設ける。

(【現地】傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器、棒等その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、たすき等を携帯し、または着用している者
- (3) ラジオ、拡声器、無線機、マイク等を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(【現地】傍聴人の遵守事項)

第5条 現地傍聴者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 現地傍聴者はみだりに傍聴席から離れないこと。
- (2) 静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、公然と賛否の意向を表明しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (4) 写真撮影、録画、録音等は会議の冒頭までとする。
- (5) 携帯電話等は使用しないこと。
- (6) 前各号に定めることのほか、会議の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為をしないこと。

【オンライン】傍聴の手続

第6条 オンライン会議開催の周知と併せて、傍聴の手続き方法について周知する。

- 2 オンライン傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了するものとする。
- 3 オンライン傍聴者の定員は、会議を開催する都度定めるものとする。なお、報道関係者が傍聴する場合は、これとは別に現地等に傍聴席を設ける。

【オンライン】傍聴の方法および留意事項

第7条 オンライン傍聴者は、会議開催時刻に、別途案内する傍聴用 URL から傍聴を行うこととする。

- 2 インターネット回線や視聴に必要な設備は、オンライン傍聴者側で準備すること。なお、傍聴にあたり、設備について、次のセキュリティ要件を満たすこと。
 - (1) 使用する端末の OS やソフトウェアはメーカーのサポート期間内であること。
 - (2) 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWifi、公衆無線 LAN サービスは使用しないこと。
 - (3) ウィルス対策ソフトをインストールしている等、適切なセキュリティ対策が施されている端末（パソコン、スマートフォン、タブレット端末等）であること。
- 3 通信状況により、映像や音声途切れたり、一時停止したりする可能性がある。また、配信の続行が出来なくなった場合、傍聴を中断する可能性がある。
- 4 通信状況の不具合等によりオンライン傍聴者に不利益が生じたとしても、本検討委員会はその責を負わない。

【オンライン】傍聴人の遵守事項

第8条 オンライン傍聴者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) オンライン傍聴者は傍聴用 URL、ID 及びパスワードを他者へ漏らさないこと。
- (2) 他の者を代理で傍聴させないこと。
- (3) 他者が会議の映像や音声を視認又は聴取できる環境で傍聴しないこと。
- (4) 会議中はマイクとカメラをオフにし、チャット等の機能を使用しないこと。
- (5) 会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。
- (6) 前各号に定めることのほか、会議の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為をしないこと。

(会議の秩序の維持)

第9条 傍聴者は、会議の傍聴に当たって、事務局の指示に従わなければならない。

- 2 傍聴者が第5条または第8条各号の定めに違反し退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。この場合において、退場を命じられた者は、当日再び傍聴することはできない。

(会議の公開)

第10条 会議は原則公開とするが、奈良県情報公開条例（平成13年3月30日奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合等、委員会の判断により、会議の一部を非公開とする場合がある。

附 則

この要領は、令和6年2月6日から施行する。